

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり、株式会社横浜銀行が借入人に実施する
サステナビリティ・リンク・ローン・フレームワークに対する第三者意見を公表します。

株式会社横浜銀行

サステナビリティ・リンク・ローン・フレームワーク

新規

<サステナビリティ・リンク・ローン原則等への適合性確認結果>

本フレームワークはサステナビリティ・リンク・ローン原則等に適合する。

評価対象

株式会社横浜銀行
サステナビリティ・リンク・ローン・フレームワーク(中堅・中小企業用)

要約

本第三者意見は、株式会社横浜銀行が中堅・中小企業を対象に実施するサステナビリティ・リンク・ローンに関するフレームワーク（本フレームワーク）に対して、「サステナビリティ・リンク・ローン原則」¹及び「サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」²（総称して「SLLP 等」）への適合性を確認したものである。株式会社日本格付研究所（JCR）は、SLLP 等で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、独立した第三者機関として、横浜銀行のサステナビリティ戦略、本フレームワークで定められたキー・パフォーマンス・インディケーター（KPI）、サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット（SPT）、特性、レポーティング、検証について確認を行った。

横浜銀行は、神奈川県横浜市に本店を置く総資産 22 兆 3,370 億円、従業員数 4,316 人（2025 年 3 月末時点）の金融機関である。同銀行の始まりは、1920 年 12 月に当時横浜最大であった普通銀行が経営難となったことから、預金者救済及び地域経済安定のため地元財界が立ち上がって政府と折衝して設立された「横浜興信銀行」である。その後、1957 年に行名を「横浜銀行」と改め、その頃から経営地盤である神奈川県・東京西南部の発展にともなって業容を拡大し、1969 年には全国の地方銀行でトップの預金量となった。1993 年に現在の本店（横浜市西区みなとみらい）に移転している。2016 年には、株式会社東日本銀行と経営統合し、コンコルディア・フィナンシャルグループを立ち

¹ Asia Pacific Loan Market Association (APLMA), Loan Market Association (LMA), Loan Syndications and Trading Association (LSTA). "Sustainability-Linked Loan Principles 2025" <https://www.lsta.org/content/sustainability-linked-loan-principles-sllp/>

² 環境省 サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2024 年版
<https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf>

上げた。そして、2025 年 10 月に、コンコルディア・フィナンシャルグループは、横浜フィナンシャルグループへ商号を変更している。

横浜フィナンシャルグループは、経営理念体系をグループ経営の基本とし、企業活動をしていくうえでの拠りどころと位置づけている。横浜フィナンシャルグループは、地域社会のサステナビリティをめぐる諸課題について、ステークホルダーにおける重要度とグループにおける優先度の観点から検証・議論し、取締役会における審議を経て、マテリアリティ（優先的に解決すべき重要課題）を特定している。なお、2024 年度には、経営環境や外部環境の変化に鑑み、マテリアリティを「地域企業の持続的成長」「少子高齢化の課題解決」「人的資本経営と人権の尊重」「デジタル社会の形成」「環境の保全・保護」「地域経済成長への貢献」に見直している。これらのマテリアリティに基づいたリスクや機会を事業戦略に反映して事業を推進するとともに、ステークホルダーとの価値協創を通して、地域社会の持続的な発展とグループの持続的な成長を実現していくことで、「地域に根ざし、ともに歩む存在として選ばれるソリューション・カンパニー」をめざしている。

横浜フィナンシャルグループは、地域社会のサステナビリティに関する全社的な基本方針として、「経営理念に基づき、持続的な企業価値の向上を実現し、本業を通じて社会的課題を解決するとともに、地域の一員として地域貢献活動に取り組むことにより、社会の持続的な発展に貢献していく」とのグループサステナビリティ方針を掲げている。横浜フィナンシャルグループは、グループサステナビリティ方針に基づき、2030 年度までの「サステナビリティ長期 KPI」を設定しており、そのなかで「2030 年度までにサステナブルファイナンス実行額 4 兆円」等を掲げている。

中小企業における SDGs に対する認知度や理解は高まってきているが、SDGs に関する取り組みが進んでいるとは言えない状況である。横浜銀行は、サステナブルファイナンスの実行を通じて、借入人である中堅・中小企業等のサステナビリティ、SDGs の取り組みを支援していくことを目的として、本フレームワークを策定した。

横浜銀行は、KPI1 として「GHG 排出量削減へのコミットメント」を掲げており、KPI1 を達成するための SPT1 として「SBT 認定の取得」を設定している。KPI2 として「GHG 排出量の削減」を掲げており、SPT2 として「GHG 排出削減目標の達成」を設定している。

<本フレームワークで設定された KPI>

KPI 1	GHG 排出量削減へのコミットメント
KPI 2	GHG 排出量の削減

本フレームワークで設定された KPI は、気候変動に対応するものであり、横浜銀行にとって事業運営上の戦略的意義が大きく、中堅・中小企業の事業においても中核的で重要であることから、有意義である。また、本フレームワークで設定された各 SPT は、国際的な合意、科学的根拠、及び企業の取り組み実績等を踏まえ、野心的なものである。

ローンの特性について、事前に設定された SPT の達成状況に応じて変動する予定である。KPI の実績について、横浜銀行は、融資実行からローン返済までの期間、借入人が横浜銀行に対し少なくとも年一回報告する取り決めを設定する。レポートニングとして、借入人の SPT の実績について、横浜

銀行は借入人に対し可能な限り借入人のホームページ又はその他の開示資料で開示するよう働きかける予定である。

認定制度である SPT1 の年次実績（取得状況）については、SPT が達成された場合には認定制度を営む外部機関のウェブサイトに掲載されることから、第三者検証と同等の機能が働くと考えられる。SPT2 の年次実績については、借入人が外部機関より第三者検証を受け、その検証結果が金融機関に報告されるとともに必要に応じて公開される。

以上より、JCR は、本フレームワークが SLLP 等に適合していることを確認した。

I. 第三者意見の位置づけと目的

本第三者意見は、横浜銀行が策定する本フレームワークに対して、SLLP 等への適合性を確認したものである。SLLP 等は、KPI の選定、SPT の測定、借入金の特徴、レポート、検証という 5 つの核となる要素で構成されている。本第三者意見の目的は、SLLP 等で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、JCR が独立した第三者機関として、本フレームワークの SLLP 等への適合性を確認することである。

II. 第三者意見の概要

本第三者意見は、横浜銀行が 2025 年 10 月に策定した本フレームワークに対する意見表明であり、以下の項目で構成されている。

1. 横浜銀行のサステナビリティ戦略
2. KPI の選定
3. SPT の測定
4. 借入金の特徴
5. レポート・検証
6. SLLP 等への適合性に係る結論

III. SLLP 等への適合性について

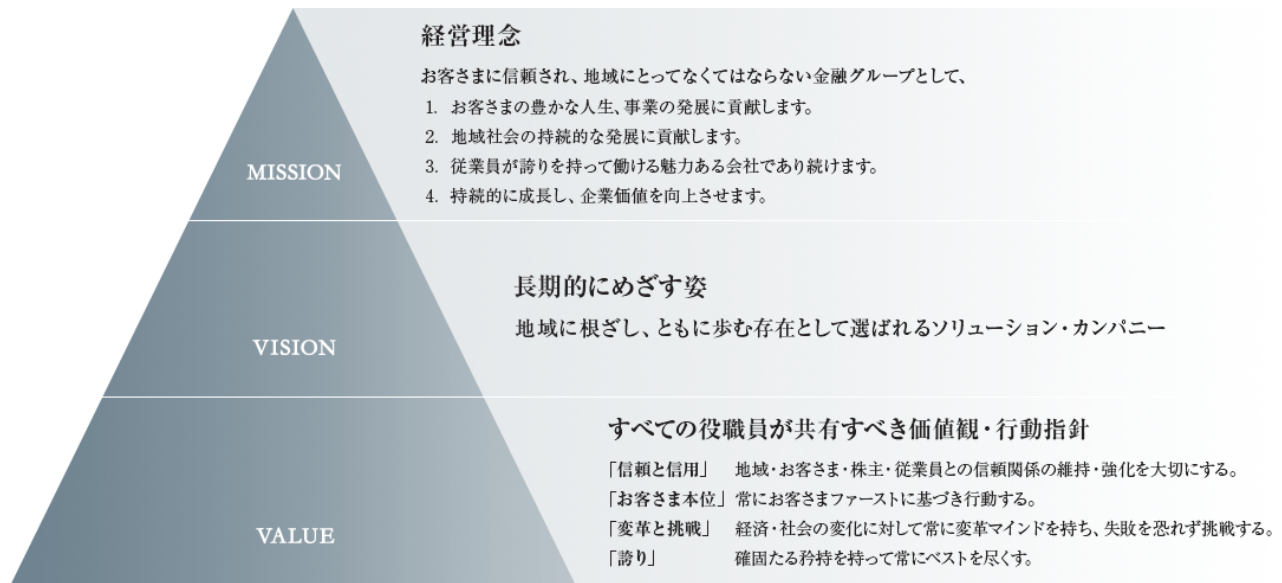
1. 横浜銀行のサステナビリティ戦略

(1) 横浜銀行の概要（沿革、事業内容）

横浜銀行は、神奈川県横浜市に本店を置く総資産 22 兆 3,370 億円、従業員数 4,316 人（2025 年 3 月末時点）の金融機関である。同銀行の始まりは、1920 年 12 月に当時横浜最大であった普通銀行が経営難となったことから、預金者救済及び地域経済安定のため地元財界が立ち上がって政府と折衝して設立された「横浜興信銀行」である。その後、1957 年に行名を「横浜銀行」と改め、その頃から経営地盤である神奈川県・東京西南部の発展にともなって業容を拡大し、1969 年には全国の地方銀行でトップの預金量となった。1993 年に現在の本店（横浜市西区みなとみらい）に移転している。2016 年には、株式会社東日本銀行と経営統合し、コンコルディア・フィナンシャルグループを立ち上げた。そして、2025 年 10 月に、コンコルディア・フィナンシャルグループは、横浜フィナンシャルグループへ商号を変更している。

(2) グループの企業理念・長期ビジョン・サステナビリティ戦略

横浜フィナンシャルグループは、以下の経営理念体系をグループ経営の基本とし、企業活動をしていくうえでの拠りどころと位置づけている。



図表 1：横浜フィナンシャルグループの経営理念体系³

横浜フィナンシャルグループは、地域社会のサステナビリティをめぐる諸課題について、ステークホルダーにおける重要度とグループにおける優先度の観点から検証・議論し、取締役会における審議を経て、マテリアリティ（優先的に解決すべき重要課題）を特定している。なお、2024 年度には、経営環境や外部環境の変化に鑑み、マテリアリティを「地域企業の持続的成長」「少子高齢化の課題解決」「人的資本経営と人権の尊重」「デジタル社会の形成」「環境の保全・保護」「地域経済成長への貢献」に見直している。これらのマテリアリティに基づいたリスクや機会を事業戦略に反映して事業を

³ 横浜フィナンシャルグループ ホームページ <https://www.yokohamafg.co.jp/company/idea/index.html>

推進するとともに、ステークホルダーとの価値協創を通して、地域社会の持続的な発展とグループの持続的な成長を実現していくことで、「地域に根ざし、ともに歩む存在として選ばれるソリューション・カンパニー」をめざしている。

特定した6つのマテリアリティ（優先的に解決すべき重要課題）

マテリアリティ	機会とリスク		おもな中計KPI
地域企業の持続的成長	機会	企業の経営課題の多様化・高度化に伴う戦略ソリューションニーズの増加・拡大	■ 企業融資平残 ■ 中小企業融資平残（神奈川県内・東京都内） ■ 法人預金平残
	リスク	伝統的な貸出を中心としたビジネスモデルからの脱却の遅れによる競争力低下、産業構造の変化等への対応不足に伴う企業業績悪化	
少子高齢化の課題解決	機会	超高齢社会における資産形成・資産運用ニーズの増加・拡大、人口減少社会を支える利便性の高いサービスの提供	■ 資産家向け融資平残 ■ 住宅ローン平残 ■ 個人預金平残 ■ グループ預かり資産残高
	リスク	少子高齢化等の社会構造の変化に伴うお客さまニーズの多様化・高度化への対応不足による競争力の低下	
人的資本経営と人権の尊重	機会	人的資本経営の実践や人権尊重への対応を通じた従業員やお客さま等との関係強化による競争力の向上	■ 営業人員数 ■ 一人あたりソリューション収益 ■ 会社の総合的魅力（従業員意識調査）
	リスク	ソリューションビジネスの担い手不足や人権侵害に起因する経済的・社会的制裁による競争力の低下	
デジタル社会の形成	機会	業務効率化による生産性の向上、非対面サービスや高度なソリューション提供ニーズの増加・拡大	■ 業務量削減
	リスク	デジタル化の進展への対応の遅れによる生産性の低下、異業種参入等による競争力の低下	
環境の保全・保護	機会	脱炭素社会やネイチャーポジティブへの移行に伴うビジネス機会の拡大、環境の保全を通じたステークホルダーとの関係構築・強化	■ 外部評価指標 ■ サステナブルファイナンス ■ 自社のGHG排出量削減
	リスク	気候変動対策や生物多様性保全に関するお客さまの支援不足に伴う事業基盤の損失	
地域経済成長への貢献	機会	産学官金連携による地域経済の持続的な成長	■ 地域社会の課題解決への取組件数
	リスク	人口減少や産業衰退等による地域経済の低迷	

図表 2：横浜フィナンシャルグループのマテリアリティ⁴

環境・社会問題が深刻化し、サステナビリティをめぐるさまざまな課題が顕在化しつつあるなかで、横浜フィナンシャルグループは、地域社会のサステナビリティに関する全社的な基本方針として、「経営理念に基づき、持続的な企業価値の向上を実現し、本業を通じて社会的課題を解決するとともに、地域の一員として地域貢献活動に取り組むことにより、社会の持続的な発展に貢献していく」とのグループサステナビリティ方針を掲げている。横浜フィナンシャルグループは、グループサステナビリティ方針に基づき、2030年度までの「サステナビリティ長期 KPI」を設定しており、そのなかで「2030年度までにサステナブルファイナンス実行額 4 兆円」等を掲げている。

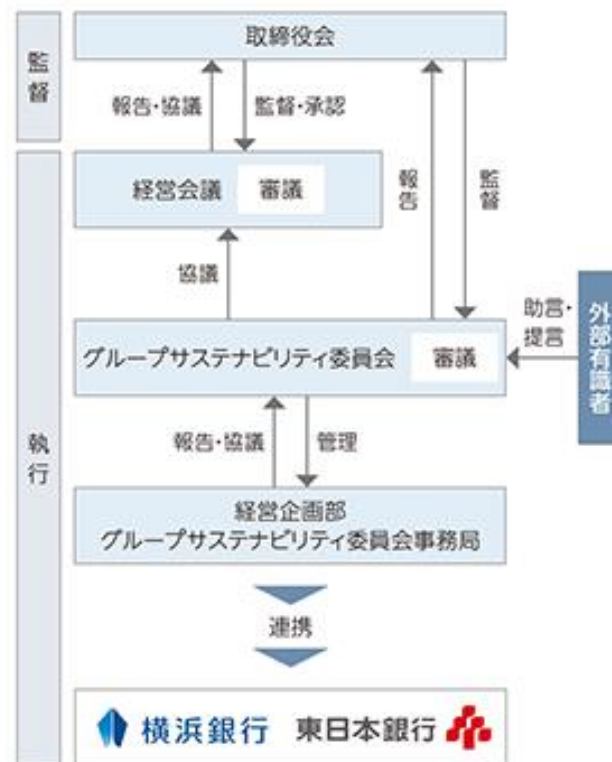


図表 3：横浜フィナンシャルグループのサステナビリティ長期 KPI⁵

⁴ 横浜フィナンシャルグループ ホームページ <https://www.yokohamafg.co.jp/shared/pdf/csr/sdgs-library/pdf-sustainability6.pdf>

⁵ 2025 年版 統合報告書 <https://www.yokohamafg.co.jp/shareholder/ir/disclosure/index.html>

横浜フィナンシャルグループでは、社長を委員長とするグループサステナビリティ委員会において、国内外の情勢を踏まえつつ、サステナビリティに関する各種取組方針や事業におけるリスクと機会のほか、サステナビリティに関する重要な事項等について審議するとともに、取組方針に基づいてアクションプランを策定し、進捗状況等を管理している。グループサステナビリティ委員会の活動内容は、3か月に1回程度取締役会に報告され、取締役会がサステナビリティに係る取組状況を監督している。

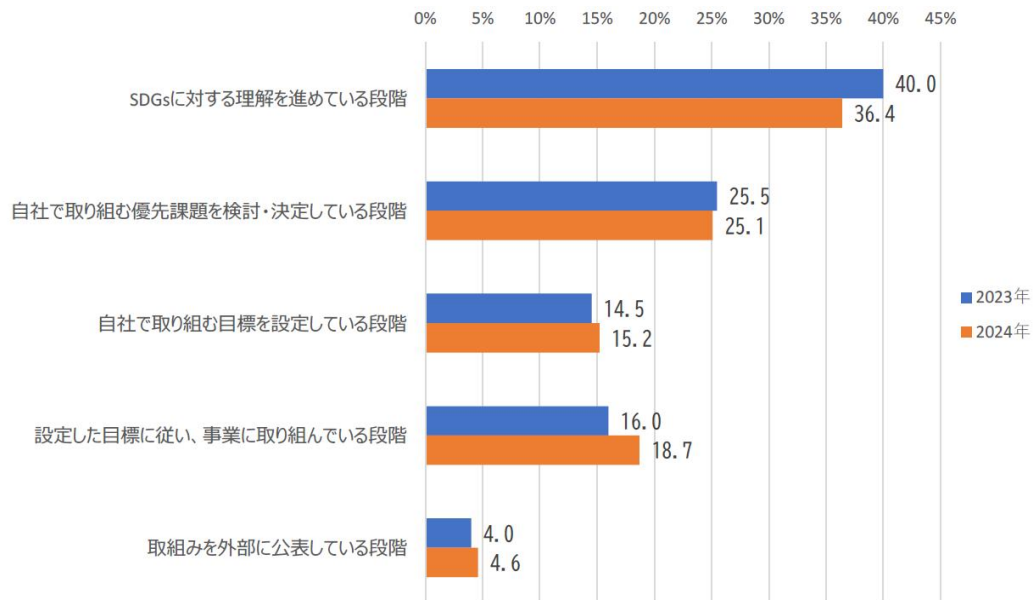


図表 4：横浜フィナンシャルグループのサステナビリティ推進体制⁶

⁶ 横浜フィナンシャルグループ ホームページ <https://www.yokohamafg.co.jp/csr/materiality-top/index.html>

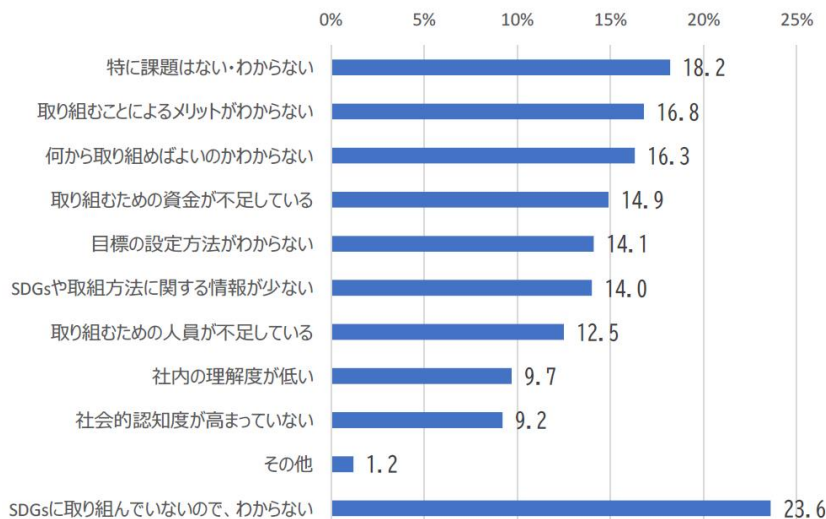
(3) 横浜銀行の中堅・中小企業用フレームワークの位置づけ

中小企業におけるSDGsに対する認知度や理解は年々高まってきているが、SDGsに関する具体的な取り組みが十分に進んでいるとは言えない状況である。中小企業のサステナビリティ・SDGsに関する調査において、優先課題の決定や目標設定等の取り組みを行っている企業は着実に増加している傾向がみられる一方、「取り組みを外部に公表している段階」まで実施している中小企業は4.6%に留まっており、中小企業の取り組みの更なる進展が期待される。



図表5：SDGsの取り組みに係る進捗状況⁷

中小企業がSDGsに係る取り組みを進めていくうえで、多種多様な課題が存在する。同調査によれば、SDGsの取り組みに向けた課題について、「特に課題はない・わからない」のほか、「何から取り組めばよいかわからない」「取り組むための資金が不足している」「取り組んでいないのでわからない」等、その回答は多岐にわたる。取り組みが進んでいない企業のみならず、既に取り組みが十分に進んでいる企業であっても、何かしらの課題を抱えている可能性が推察される。



図表6：SDGsの取り組みに向けた課題（複数回答）⁷

⁷ 中小基盤整備機構「中小企業のSDGs推進に関する実態調査（2024年）」
https://www.smrj.go.jp/research_case/questionnaire/fbrion0000002pjw-att/rvuad1000001oa2s.pdf

以上を踏まえて、横浜銀行は、サステナブルファイナンスの実行を通じて、借入人である中堅・中小企業等のサステナビリティ、SDGs の取り組みを支援していくことを目的として、本フレームワークを策定した。

本フレームワークの対象となる中堅・中小企業の定義は以下の通りである。

■「中堅・中小企業の定義」

1) 企業規模

1-1) 中小企業基本法の定義を満たす中小企業者

1-2) 中堅企業（売上 1,000 億円以下、従業員数 2,000 人以下、資本金：10 億円以下のいずれかを満たす）

2) プライム市場上場企業（および、その連結子会社）は原則として除く

図表 7：本フレームワークにおける「中堅・中小企業」の定義

横浜銀行は、借入人が本フレームワークの KPI を選択する際、当該 KPI の借入人の事業における中重要性、当該 KPI に係る取り組みを通じて実現したい本業へのインパクト等について、借入人に対し都度確認を行う予定である。

2. KPI の選定

(1) 評価の観点

本項では、本フレームワークで定める KPI に係る有意義性について確認を行う。具体的には、借入人のビジネス全体にとって関連性がある中核的で重要なものであること、借入人の現在や将来の事業運営にとって高い戦略的意義を有すること、一貫した方法論に基づく測定又は定量化が可能であること等について確認を行う。

(2) KPI の選定の概要と JCR による評価

▶▶▶ 評価結果

本フレームワークのKPIは、SLLP等で示されている具備すべき条件の全てを満たしている。

横浜銀行は、本フレームワークで以下の KPI を設定している。

KPI 1	GHG 排出量削減へのコミットメント
KPI 2	GHG 排出量の削減

■KPI1：GHG 排出量削減へのコミットメント

■KPI2：GHG 排出量の削減

横浜銀行は、中堅・中小企業の気候変動対応ならびに温室効果ガス（GHG）排出削減を推進するため、KPI1 として「GHG 排出量削減へのコミットメント」を掲げており、KPI1 を達成するための SPT1 として「SBT 認定の取得」を設定している。KPI2 として「GHG 排出量の削減」を掲げており、SPT2 として「GHG 排出削減目標の達成」を設定している。

< 日本・神奈川県における気候変動対応・GHG 削減の重要性 >

気候変動に関する社会全体の動向として、2015 年 12 月に採択されたパリ協定において、GHG 排出削減の長期目標として、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2°C より十分に低く保つとともに（well-below 2°C 目標）、1.5°C に抑える努力を追求すること（1.5°C 目標）」等が目的として掲げられている。その上で、当該目的の達成に向けて努力を継続すること、長期的には、今世紀後半での人為的な GHG 排出量を実質ゼロとすること等が盛り込まれている。

上述のパリ協定を踏まえて、世界各国において削減目標が打ち出されている。日本政府は、これまで 2050 年までにカーボンニュートラル実現の長期目標及び 2030 年度に 2013 年度比で 46%削減の

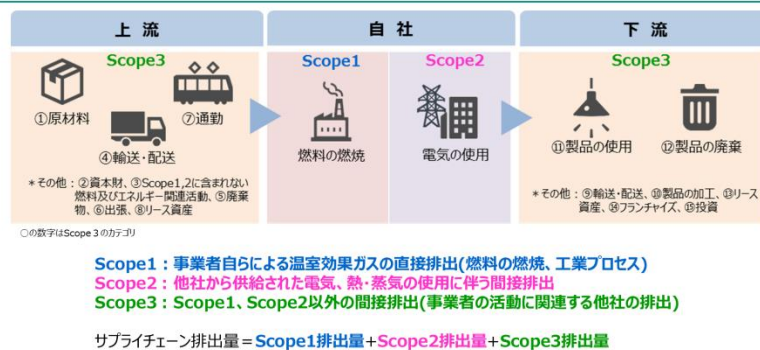
中間目標を掲げてきたが、2025 年 2 月に 2035 年度に 60%削減、2040 年度に 73%削減（いずれも 2013 年度比）することを目指す目標を新たに掲げている⁸。

横浜銀行が主に事業を営む神奈川県では、地球温暖化を防止することが人類共通の課題であること、また地球温暖化の影響が既に現れていることに鑑み、神奈川県地球温暖化対策推進条例を定めている。神奈川県は、同条例に基づき 2010 年 3 月に神奈川県地球温暖化対策計画を策定し、2023 年 2 月には 2030 年度までの温室効果ガス排出量の削減目標を 46%から 50%に引き上げることを表明している⁹。

<借入人・企業における気候変動の取り組み、GHG 削減の重要性>

上記情勢を受けて、GHG 削減に取り組む企業は年々増加している。特にグローバルで事業を営む大企業は、自社領域（Scope1・2）における GHG・CO₂ 削減のみならず、サプライチェーンの上流・下流（Scope3）で排出される GHG・CO₂ 削減も推進している。また、大企業やグローバル企業にとっての Scope3 は、その取引先の企業（中堅・中小企業を含む）にとっての Scope1・2 に相当することから、これらの大企業の要請に対応すべく、中堅・中小企業においても、GHG・CO₂ 削減に向けた取り組みを進めることの重要性は高まってきている。

- グローバル企業がサプライチェーン排出量の目標を設定すると、そのサプライヤーも巻き込まれる。
- 大企業のみならず、**中小企業も含めた取組が必要（いち早く対応することが競争力に）**。



- 【トヨタ自動車】 数百社の仕入先に対し、2021年のCO₂削減目標として前年比3%削減を要請。
 【Apple】 サプライヤーに対して、再生エネルギーの使用を要請。要請に応えられない場合は取引を終了する可能性も。
 【イオン】 モール館内の警備・清掃等に関わる従業員、モール運営に携わるサプライヤー、出店しているすべての専門店に対して、環境教育を実施するとともに、排出削減につながる行動を要請。

図表 8：サプライチェーン全体での脱炭素の動き（環境省）¹⁰

パリ協定において求められる水準と整合した科学的根拠に基づく GHG 排出削減目標として、SBT (Science Based Targets) が国際的に認知されている。企業は、SBT 認定を取得することで、投資家、顧客、サプライヤー、社員等のステークホルダーに対して、パリ協定に整合する持続可能な取り組みを行う企業であることを明確に示すことができる。

SBT 認定においては、大企業向けの通常 SBT 認定に加えて、中小企業版 SBT 認定が設計されている。中小企業版 SBT 認定は、通常 SBT 認定と比較して、削減対象範囲等の一部条件が緩和されてい

⁸ 環境省ホームページ <https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/ndc.html>

⁹ 神奈川県ホームページ <https://www.pref.kanagawa.jp/menu/1/2/16/index.html>

¹⁰ 中小企業のカーボンニュートラルに向けた支援機関ネットワーク会議 「資料3 環境省による施策説明等」を参照 https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/SME/network/03.pdf

る。また、中小企業版 SBT 認定では、SBTi から中小企業向けに設計された目標設定プロセスが提供される点が特徴的であり、様々な中小企業が当該 SBT を活用して取り組みを進めていくことが期待されている。通常 SBT 認定及び中小企業版 SBT 認定の概要は、下表の通りである。

項目		(通常) SBT 認定	中小企業版 SBT 認定
対象	特に無し		< 必須要件 > ・ Scope1 と Scope2 (ロケーション基準) の総排出量が 10,000 tCO₂ 未満 ・ 海運船舶を所有又は支配していない ・ 再エネ以外の発電資産を所有又は支配していない ・ 金融機関セクター又は石油・ガスセクターに分類されていない ・ 親会社の事業が通常版の SBT に該当しないこと < 追加要件 > 上記に加え次のうち 3 つ以上に該当 ・ 従業員数 250 人未満 ・ 売上高 5,000 万ユーロ未満 ・ 総資産 2,500 万ユーロ未満 ・ FLAG セクター¹¹に分類されない
目標年		公式申請年から、5 年以上先、10 年以内の任意年	2030 年
削減対象範囲		Scope1・2・3 排出量 ※但し、Scope3 が Scope1～3 の合計の 40%を超えない場合には、Scope3 目標設定の必要は無し	Scope1・2 排出量
目標レベル		下記水準を超える削減目標を任意に設定 ■ Scope1・2 少なくとも年 4.2%削減 (1.5°C) ■ Scope3 少なくとも年 2.5%削減 (Well-below 2°C)	■ Scope1・2 少なくとも年 4.2%削減 (1.5°C目標) ■ Scope3 算定・削減 (特定の基準値はなし)

図表 9：通常 SBT 認定及び中小企業版 SBT 認定の概要¹²

< 横浜銀行における本 KPI の位置づけ >

本フレームワークで設定された KPI1 と KPI2 は、中堅・中小企業の気候変動対応及び GHG 排出削減を推進するものである。横浜銀行は、これらの KPI について、以下 3 つの観点で意義があるものと整理している。

- ① 日本全体及び地域の排出削減への貢献
- ② 横浜銀行のファイナンス・エミッションの把握と削減
- ③ 取引先の持続的な成長への貢献

¹¹ FLAG は Forest, Land and Agriculture の略称であり、「森林・土地・農業」分野を指す。FLAG は世界の GHG 排出量の約 1/4 (22%) を占めており、SBTi (Science Based Target initiative) は、FLAG のガイダンスを 2022 年に公表している。

¹² グリーン・バリューチェーン・プラットフォーム資料(https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/decarbonization_05.html)をもとに JCR 作成

以上より、本 KPI は、気候変動に対応するものであり、横浜銀行にとって事業運営上の戦略的意義が大きく、中堅・中小企業の事業においても中核的で重要であることから、有意義である。

<一貫した方法論に基づく測定又は定量化の可否（外部からの検証可能性）>

本 KPI は一貫した方法論（GHG プロトコル）に基づく測定・定量化及びベンチマークが可能であり、適用範囲等を含め定義は明確されている。

3. SPT の測定

(1) 評価の視点

本項では、本フレームワークの SPT に係る野心性について確認を行う。具体的には、選定された KPI における重要な改善を表し、Business as Usual (BAU、当該プロジェクトを実施しない場合、もしくは成り行きの場合) の軌跡を超える等の野心的なものであること、可能な場合にはベンチマークや外部参照値と比較可能であること、借入人の全体的なサステナビリティ戦略及びビジネス戦略と整合していること、ファイナンス開始時までにあらかじめ定められた時間軸（目標年度等）に基づいて SPT が決定されること等の観点から確認を行う。

(2) SPT の測定の概要と JCR による評価

▶▶▶ 評価結果

本フレームワークの SPT は、SLLP 等で示されている具備すべき条件の全てを満たしている。

横浜銀行は、本フレームワークにおいて、以下の通り SPT を設定している。

SPT 1	SBT 認定の取得
SPT 2	GHG 排出削減目標の達成 ①GHG 排出量 (Scope 1, 2) 年率 4.2% ②GHG 排出量 (Scope 3) 年率 4.2% ③FLAG ¹³ SBT 認定された数値目標 ※上記 3 目標は SBT 認定相当のものとし、①の設定は必須、②③の設定は任意とする。

■SPT1 : SBT 認定の取得

■SPT2 : GHG 排出削減目標の達成

SPT1 としては、SBT 認定の取得が設定されている。借入人が、SBT 認定もしくは中小企業版 SBT 認定を取得した場合に、本 SPT は達成されたと見なされる。SBT 認定は、前述の通り、国際的な合意（パリ協定）、ならびに科学的根拠（1.5℃シナリオ）で求められる水準に基づき、GHG 排出削減目標が定められている。SBT 認定を取得した日本企業は 2025 年 9 月 15 日時点で累計 1,889 社¹⁴ となっており、うち中小企業は 1,543 社となっている。日本企業がおよそ 337.5 万社存在し、その 9 割以上を占める中小企業が約 336 万社¹⁵ 存在することを踏まえると、中堅・中小企業にとって SBT 認定取得の難易度は非常に高い。以上より、SPT1 は野心的である。

SPT2 としては、SBT 認定相当の GHG 排出削減目標の達成が設定されている。同目標は科学的根拠に基づくものとして SBTi に認定されている。また、SPT1 で述べた通り SBT 認定取得の難易度は

¹³ SBTi が定める FLAG の算定対象は、3つのカテゴリー（土地利用の変化による排出量、土地の管理に伴う排出量、炭素除去量）で定義されている。

¹⁴ 環境省グリーン・バリューチェーンプラットフォーム

https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/decarbonization_05.html

¹⁵ 中小企業庁のデータを参照（2021 年 6 月時点）https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/chu_kigyocnt/index.html

非常に高いが、SPT 2 は当該数値目標を実際に達成することが追加的に求められることから、SPT2 は SPT1 の難易度より更に高い。以上より、SPT2 は野心的である。

(3) SPT 達成に向けた計画・取り組み

横浜銀行は、2024 年 9 月に「投融資ポートフォリオの GHG 排出量を 2050 年までに実質ゼロ」とする目標を設定し、取引先の脱炭素に向けた取り組みの支援を強化している。本サステナビリティ・リンク・ローンの提供を通じて、地域の中堅・中小企業の脱炭素経営の促進を支援していく予定である。また、借入人から横浜銀行に対してなされる年次の SPT 達成状況に係る報告を活用して借入人の取り組み状況を把握するとともに、SPT 達成に向けた取り組みを支援する予定である。

以上より、本フレームワークの SPT に係る野心性について、JCR は確認した。

(4) JCR によるインパクト評価

JCR は、本フレームワークの SPT に係るポジティブなインパクトの増大及びネガティブなインパクトの回避・管理・低減の度合いについて、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が策定したポジティブ・インパクト金融原則の第 4 原則で例示されているインパクト評価基準の 5 つの観点に沿って確認した。

① 多様性：多様なポジティブ・インパクトがもたらされるか

本フレームワークの SPT に係るインパクトは、以下のとおり UNEP FI の定めるインパクト・エリア／トピックのうち「気候の安定性」に該当する。

社会	人格と人の安全保障	紛争	現代奴隷	児童労働
		データプライバシー	自然災害	
	健康および安全性			
	資源とサービスの入手可	水	食料	エネルギー
	能性、アクセス可能性、	健康と衛生	教育	移動手段
	手ごろさ、品質	コネクティビティ	文化と伝統	ファイナンス
	生計	雇用	賃金	社会的保護
	平等と正義	ジェンダー平等	民族・人種平等	年齢差別
社会 経済	強固な制度・平和・安定	法の支配		市民的自由
	健全な経済	セクターの多様性		零細・中小企業の繁栄
	インフラ			
	経済収束			
自然 環境	気候の安定性			
	生物多様性と	水域	大気	土壌
	生態系	生物種	生息地	
	サーキュラリティ	資源強度		廃棄物

また、本フレームワークの SPT は、中堅・中小企業を始めとする借入人に対して設定されるものであり、借入人各社の経営戦略に基づいて取り組むものであることから、様々な規模・業種の企業において、事業全体にわたってのインパクトが期待される。

② 有効性：大きなインパクトがもたらされるか

本フレームワーク対象は借入人である横浜銀行の顧客層のうち、中堅・中小企業等を主たる対象として想定している。横浜銀行の 2024 年 3 月末時点の貸出金残高 14.6 兆円のうち、中小企業等向け残高は 10.9 兆円と貸出金全体の過半を占める¹⁶ことから、横浜銀行全体の法人向け事業に対して大きなインパクト創出が見込まれる。

¹⁶ 金融庁ホームページ <https://www.fsa.go.jp/policy/chusho/shihyou.html>

③ 効率性：投下資本に比して大きなインパクトがもたらされるか

本フレームワークの SPT は、前述のとおり、借入人である中堅・中小企業等が取り組むべき経営課題であり、競争力強化に繋がることが期待される。SPT の達成は、横浜銀行が掲げるマテリアリティのうち「環境の保全・保護」に資するとともに、「2030 年度までにサステナブルファイナンス実行額 4 兆円」の目標達成に貢献するから、横浜銀行にとって戦略的意義が大きく、投下資本に比して大きなインパクトが期待される。

④ 倍率性：公的資金や寄付に比して民間資金が大きく活用されるか

本フレームワークの SPT に係るインパクトについて、本項目は評価対象外である。

⑤ 追加性：追加的なインパクトがもたらされるか

本フレームワークの SPT は、SDGs の 17 目標及び 169 ターゲットのうち以下記載の目標・ターゲットに対して追加的なインパクトが期待される。

目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに



ターゲット 7.2 2030 年までに、世界全体のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。

ターゲット 7.3 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。

目標 13：気候変動に具体的な対策を



ターゲット 13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応力を強化する。

ターゲット 13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。

4. 借入金の特性

(1) 評価の視点

本項では、本フレームワークで定められた借入金の特性について、予め設定された SPT が達成されるか否かによって、ファイナンス条件等は変化するか等を確認する。

(2) 借入金の特性の概要と JCR による評価

▶▶▶ 評価結果

本フレームワークで定められた借入金の特性は、SLLP等で示されている具備すべき条件の全てを満たしている。

JCR は、本フレームワークに基づいて実行される借入金の契約書類において、事前に設定された SPT の達成状況に応じて、金利条件が変化する仕組みが構築される予定であることを確認した。

また、本フレームワークに基づく借入の実行後に、貸付の実行時点で予見しえない外的要因により、本フレームワークで定められた KPI や SPT の維持が困難となった場合には、既に実行されたサステナビリティ・リンク・ローンの KPI や SPT について借入人・貸付人・外部評価機関との間で協議のうえ再設定される。

以上より、本フレームワークで定められた借入金の特性について、各原則等で示されている具備すべき条件の全てを満たしていることを、JCR は確認した。

5. レポーティング・検証

(1) 評価の視点

本項では、本フレームワークで定められたレポーティングについて、選定された KPI の実績に係る最新情報や SPT の野心度を判断できる情報等が、年に 1 回以上開示されるか等を確認する。また、本フレームワークで定められた検証について、選定された KPI の実績に対する独立した外部検証は実施されるか、当該検証内容は開示されるか等を確認する。

(2) レポーティング・検証の概要と JCR による評価

▶▶▶ 評価結果

本フレームワークで定められたレポーティング・検証は、SLLP等で示されている具備すべき条件の全てを満たしている。

KPI の実績について、横浜銀行は、融資実行からローン返済までの期間、借入人が横浜銀行に対し少なくとも年一回報告する取り決めを設定する。また、レポーティングとして、借入人の SPT の実績について、横浜銀行は借入人に対し可能な限り借入人のホームページ又はその他の開示資料で開示するよう働きかける予定である。

検証について、認定制度である SPT1 の年次実績（取得状況）については、SPT が達成された場合には認定制度を営む外部機関のウェブサイトに掲載されることから、第三者検証と同等の機能が働くと考えられる。SPT2 の年次実績については、借入人が外部機関より第三者検証を受け、その検証結果が金融機関に報告されるとともに必要に応じて公開される。

以上から、全ての SPT の実績について、検証（又は検証同等の仕組み）が実施される予定であることを JCR は確認した。

6. SLLP 等への適合性に係る結論

以上より、JCR は本フレームワークが SLLP 等に適合していることを確認した。

（担当）佐藤 大介・玉川 冬紀

本評価に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する第三者意見は、Asia Pacific Loan Market Association（APLMA）、Loan Market Association（LMA）、Loan Syndications and Trading Association（LSTA）が策定したサステナビリティ・リンク・ローン原則及び環境省が策定したサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインへの評価対象の適合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該評価対象がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況を評価するものであり、将来における状況への評価を保証するものではありません。また、本第三者意見は、サステナビリティ・リンク・ローンによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。設定されたサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲットの達成度について、JCR は借入人又は借入人の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を提供するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本第三者意見を提供するうえで JCR は、APLMA、LMA、LSTA、環境省及び国連環境計画金融イニシアティブが策定した以下の原則及びガイドを参照しています。

- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則
- ・サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン
- ・ポジティブ・インパクト金融原則

3. 信用格付業に係る行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業に係る行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、借入人及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるサステナビリティ・リンク・ローン・フレームワークに係る各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部又は全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、サステナビリティ・リンク・ローン・フレームワークについて、APLMA、LMA、LSTA によるサステナビリティ・リンク・ローン原則への適合性に対する第三者意見を述べたものです。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier（気候債イニシアティブ 認定検証機関）
- ・ICMA（国際資本市場協会）としてオブザーバー登録） ソーシャルボンド原則、Climate Transition Finance 作業部会メンバー

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ（<https://www.jcr.co.jp/en/>）に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル